

南部広域市町村圏事務組合幹事会規程

平成4年11月1日訓令第2号

最終改正 令和3年2月15日訓令第1号

(設置)

第1条 南部広域市町村圏事務組合広域行政推進計画（以下「広域行政推進計画」という。）の策定について必要な事項を調査、調整するとともに南部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の運営について協議するため、組合の理事会の下に南部広域市町村圏事務組合幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 理事会において指示された事項
- (2) 理事会で議決すべき事項
- (3) 広域行政推進計画に関する調査及び調整
- (4) その他の組合の運営に関し幹事長が必要と認める事項

(組織)

第3条 幹事会は、関係市町村（南部広域市町村圏事務組合規約第2条に規定する市町村をいう。以下同じ。）の課長等をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事の互選でこれを定める。

- 2 幹事長及び副幹事長の任期は、2年とする。
- 3 幹事長及び副幹事長は、再任されることができる。
- 4 幹事長は、幹事会を掌理し、会議の議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故がるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の設置)

第5条 幹事会は、広域行政推進計画に関する専門的事項を検討させるため必要があると認めるときは、幹事会の下に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、関係市町村の専門的事項の主務担当者をもって組織する。
- 3 専門部会は、検討結果を幹事会に報告しなければならない。

(会議)

第6条 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集する。

2 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 やむを得ない理由のため、会議に出席できない幹事は、その幹事の所属する市町村の職員をして代理させることができる。

(事案の説明)

第7条 幹事長は、必要があると認めるときは、関係市町村長の承認を経て、関係市町村の担当者を幹事会に出席させ、事案についての説明をさせることができる。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、南部広域市町村圏事務組合事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年10月12日訓令第3号)

この訓令は、平成22年10月12日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月15日訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。